

② その他 インターネット上の人権侵害

1. 目的

インターネットは誰もが利用できる便利なものですが、情報発信の匿名性を悪用して誹謗中傷や差別を助長する書き込みが行われるなどの人権侵害が発生しています。

画面の向こうに人がいることを常に意識して、インターネットを利用する際、人権侵害をしない、させないことを学びましょう。

2. 進め方（ワークシート活用例）

ワーク 進め方とファシリテーターの視点

I

1 イラストの会話や資料①を参考にして、インターネット上で起こっている問題について知っていることを聞いてみましょう。

《視点1》一度書き込まれた情報はコピーされる可能性があるため、ネット上から完全に消去するのは難しく被害が拡大するおそれがあります。そこで、違法な書き込みなどは、早期に発見し、早期に削除する必要があります。

《視点2》名誉毀損・侮辱（例：掲示板などで相手をけなす）、脅迫（例：メールなどで相手を脅迫する）、信用毀損・業務上妨害（例：HP に嘘の書き込み、学校や店などに対する襲撃予告）は、犯罪です。プライバシーに関わる権利は憲法で保障されており、これを侵害する行為は違法となり損害賠償請求されることがあります。これらにあたると思われる場合は、通報しましょう。

※ インターネット・ホットラインセンター <http://www.internethotline.jp/>

2 資料②を参考にして、サイバー犯罪等に関する相談状況について確認してみましょう。

※ インターネット上で使用されるネットスラングなどをクイズにして、アイスブレーキングなどで用いるのもよいでしょう。

「乙」	→ お疲れ	「thx」	→ thanks	ありがとう
「CKY」	→ 超空気が読めない			
「葛佐保」	→ 1万5,000円サポート			
「JC」	→ 女子中学生			
「UUU」	→ うるさい人			

まだまだあります。ネット上で検索してみましょう。

滋賀県人権センター



参考 （公財）滋賀県人権センター <https://www.shigajinken.or.jp/writing-enlightenment.html>

II

● インターネットを利用する際に気をつけていることを話し合ってみましょう。
また、家庭で子どもと約束事を決めている例などがあれば、出し合いましょう。

《視点3》子どものインターネットの利用について、いじめ（いじめのページを参照）がネットを通じて行われることもあります。子どもがどのようにインターネットを使っているのかを把握し、フィルタリングの機能を使うなど子どものネット環境を大人が管理するように促します。

III

● インターネットを安心して使えるよう家庭や地域でどのようなことに気をつければよいか語り合いましょう。

《視点4》インターネット上には様々な情報があふれていますが、その情報が全て正しいものとは限りません。情報を収集する際には、その情報を批判的に捉えることも大切です。情報源に留意して情報の信憑性を自分で判断し、必要な情報を選別できる力（情報リテラシー）が必要であることを伝えます。

3. より深く学ぶために（資料）

- ・「人権ポケットブック11 インターネットと人権」（公益財団法人 人権教育啓発推進センター）
- ・DVD「子どもと学ぶネット社会」（滋賀県県民活動生活課）
- ・「ジンケンダーと3つの約束」（滋賀県人権施策推進課）
- ・インターネットTVしが「教えて！！ジンケンダー」

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/tvshiga/21814.html>

滋賀県 ジンケンダー

